

消防法における危険物の取扱いについて

消防法では、①火災発生の危険性が大きい、②火災が発生した場合に火災を拡大する危険性が大きい、③火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品を「危険物」として指定し、火災予防上の観点から、その貯蔵、取扱い、運搬方法などについてハード、ソフト両面からの安全確保に努めています。

一定量以上の危険物は、原則として市町村長等の許可を受けた危険物施設以外の場所では貯蔵し、又は取り扱うことができません。これらの危険物施設の位置、構造及び設備については消防法に基づく技術基準が定められており、全国統一的に運用されています。

1. 消防法上の危険物とは

消防法（第2条第7項）では、「別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう」と定義されています。

また、それぞれの危険物の「性状」は、「消防法別表第1 備考」に類別に定義されています。消防法上の危険物には、それ自体が発火又は引火しやすい危険性を有している物質のみでなく、他の物質と混在することによって燃焼を促進させる物品も含まれています。

類別	性質	特性	代表的な物質
第1類	酸化性固体	そのもの自体は燃焼しないが、他の物質を強く酸化させる性質を有する固体であり、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦によって分解し、極めて激しい燃焼を起こさせる。	塩素酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸アンモニウム
第2類	可燃性固体	火炎によって着火しやすい固体又は比較的低温(40℃未満)で引火しやすい固体であり、出火しやすく、かつ、燃焼が速く消火することが困難である。	赤リン、硫黄、鉄粉、固形アルコール、ラッカーパテ
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	空気にさらされることにより自然に発火し、又は水と接触して発火し若しくは可燃性ガスを発生する。	ナトリウム、アルキルアルミニウム、黄リン
第4類	引火性液体	液体であって引火性を有する。	ガソリン、灯油、軽油、重油、アセトン、メタノール
第5類	自己反応性物質	固体又は液体であって、加熱分解などにより、比較的低い温度で多量の熱を発生し、又は爆発的に反応が進行する。	ニトログリセリン、トリニトロトルエン、ヒドロキシルアミン
第6類	酸化性液体	そのもの自体は燃焼しない液体であるが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する。	過塩素酸、過酸化水素、硝酸

## 2. 消防法上の危険物施設とは

消防法で指定された数量（以下「指定数量」という。）以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設は、以下のとおり、製造所、貯蔵所及び取扱所の3つに区分されています。

### 【製造所】

危険物を製造する目的で指定数量以上の危険物を取り扱うため市町村長等の許可を受けた場所をいいます。

### 【貯蔵所】

指定数量以上の危険物を貯蔵する目的で市町村長等の許可を受けた場をいいます。

### 【取扱所】

危険物の製造以外の目的で、危険物を取り扱う場所をいいます。

- ・ 給油取扱所（ガソリンスタンド）
- ・ 販売取扱所（店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱います。）
- ・ 移送取扱所（危険物を送るパイプライン）
- ・ 一般取扱所（上記以外の施設）

## 3. 危険物規制の体系と規制について

一般に存在している危険物質のうち、上記 1. に該当する「危険物」については、消防法の規制を受けることとなり（図 1 参照）、危険物に係る運搬、貯蔵及び取扱いの基準については、図 2 のように、消防法又は市町村の条例に定められています。

### 消防法上の規制

(図1)

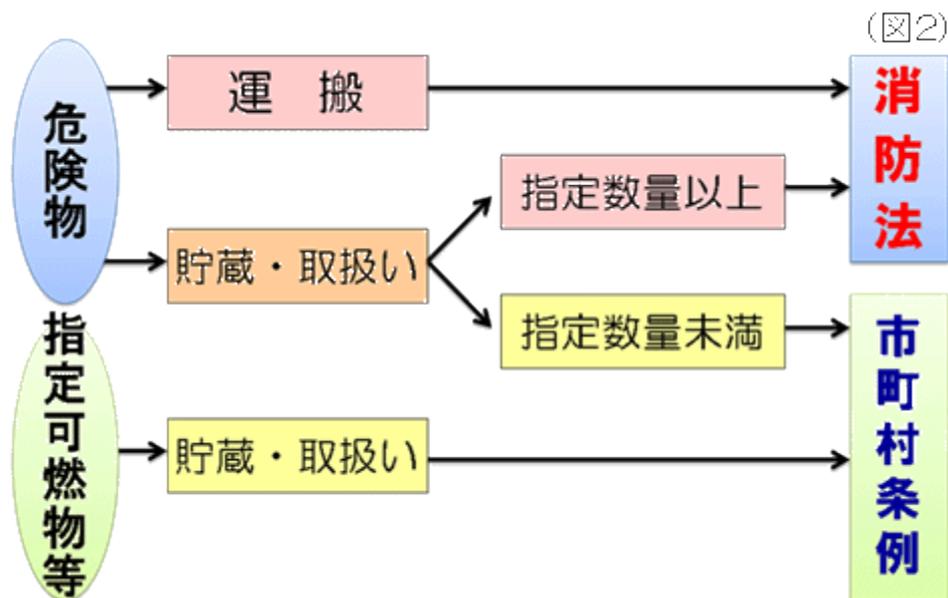
指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、**製造所、貯蔵所又は取扱所以外の場所で行ってはならない**（法第10条第1項）

#### 【危険物施設】

- 設置・変更の許可等（法11条）
- 位置・構造・設備の技術上の基準（法第10条第4項・第12条）
- 貯蔵・取扱いの技術上の基準（法第10条第3項）
- 保安監督者の選任（法第13条）等
- 予防規程の認可（法第14条の2）等

#### 【例外】

消防長・署長の承認を受けた10日以内の間の**仮貯蔵・仮取扱**（法第10条第1項ただし書）



※指定可燃物とは

火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火活動が著しく困難となる物品  
(例：合成樹脂、石炭、木材等)

(総務省消防庁ホームページより)

#### 4. ネイルサロンに関連する危険物の分類と取扱い

類別	性質	品名	性質	指定数量	例
第四類	引火性液体 ※2	第一石油類 ※2	非水溶性液体 ※4	200L	ガソリン、ギ酸エチル、シクロヘキサン、酢酸エチル、ベンゼン
			水溶性液体 ※5	400L	アセトン、アセトニトリル、(t)ブチルアルコール、ピリジン、ジエチルアミン
	※1	アルコール類 ※3		400L	メチルアルコール、エチルアルコール、イソプロピルアルコール

※1 引火性液体：液体（第三石油類、第四石油類及び動植物油類にあつては、1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すもの。表に示す品名以外に、特殊引火物、第二石油類、第三石油類、第四石油類、動植物油類がある。

※2 第一石油類：アセトン、ガソリンその他1気圧において引火点が21度未満のもの

※3 アルコール類：1分子を構成する炭素の原子の数が1個から3個までの飽和1価アルコール(変性アルコールを含む)。組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

※4 非水溶性液体：水溶性液体以外のものであることをいう。

※5 水溶性液体：1気圧において、温度20度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後も当該混合液が均一な外観を維持するものであることをいう。

## 5. 指定数量未満の危険物の取扱い（東京都火災予防条例）

指定数量未満の危険物を取り扱う場合、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、指定数量の五分之一未満の第四類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、この限りでない。

- 一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、防火上安全な場所で行うこと。
- 二 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。ただし、やむを得ず火気を使用する場合は、通風若しくは換気を行い、又は区画を設ける等火災予防上安全な措置を講ずること。
- 三 危険物の容器は、当該危険物の性質に応じた安全な材質のものとし、かつ、容易に破損し、又は栓等が離脱しないものであること。
- 四 危険物を収納した容器を貯蔵する場合は、地震動等による災害の発生を防止するため、次に掲げる方法により行うこと。
  - イ 戸棚、棚等は、容易に傾斜し、転倒し、又は落下しないよう固定すること。
  - ロ 容器の転倒、転落又は破損を防止するため、有効な柵、滑り止め等を設けること。
  - ハ 他の物品が容易に落下するおそれのない場所に貯蔵すること。
  - ニ 接触又は混合により発火するおそれのある危険物又は物品は、相互に接近して置かないこと。
- 五 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合は、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- 六 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう必要な措置を講ずること。
- 七 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、その性質に応じて、発火の原因となる他の危険物若しくは物品との接近、接触若しくは混合又は過熱、衝撃若しくは摩擦等を避けること。
  - 七の二 前号の規定は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同号の規定によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。
- 八 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合は、下水、河川等に投棄することなく、その性質に応じ、焼却、中和又は希釈する等他に危害又は損害を及ぼすおそれのない安全な方法により処理すること。
- 九 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めること。
- 十 危険物を販売のため、貯蔵し、又は取り扱う場合は、自動販売機を用いないこと。ただし、第四類の危険物のうち引火点が百三十度以上の危険物を百度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。